

佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業 実施要綱

（目的）

第1条 CSO（市民社会組織）をはじめとする多様な主体が、地域において高齢者、障害者、児童等誰もが自然に集い、介護や子育てなどのサービス、生活支援など、多様なサービスや活動で支え合い、さらには、協働するまちづくりの拠点ともなりうる場を創出する取組を支援することにより、地域福祉のセーフティネットの形成を図り、多様な福祉サービスの充実、さらには、社会福祉法第107条に定められる市町村地域福祉計画の策定推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 地域共生ステーションとは、次に定める宅老所、ぬくもいホーム及びぬくもいホームに併設する交流サロンとする。

〔要件〕

- （1）宅老所：概ね10人程度の認知症や独り暮らしの高齢者等に対し、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように、民家等を利用し安全で家庭的な雰囲気の設定を整え、介護保険制度等の国の制度（以下、「制度」という。）以外の独自のサービス事業を展開する施設（制度と併せて、独自サービスを展開する施設を含む）。
- （2）ぬくもいホーム：概ね15人程度の高齢者、障害者、児童等複数の対象に向けた介護や子育てなどのサービス、生活支援など、多様な事業を実施することとし、また、地域の交流、コミュニケーションを形成するための環境づくりに関わる事業及び総合的に生活全般に係る情報提供や相談を行う窓口サービス等の事業を実施する施設（制度と併せて、独自サービスを展開する施設を含む）。
- （3）交流サロン：地域住民、ボランティア、本体施設（ぬくもいホーム）利用者等が交流できる、本体施設とは隔てた空間を持ち、常時開設している施設。
原則、ぬくもいホームに隣接して設置するものとするが、小学校区内に設置する場合には限り、サテライト型も可とする。

（事業主体）

第3条 事業主体は、市町とする。

（運営主体）

第4条 運営主体は、第2条の定義の要件に示す事業を企画し、実施、運営しようとする団体等で、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）社会福祉法人、一般社団法人又は一般財団法人、農業協

同組合、生活協同組合、市町が適当と認める団体（この場合、法人格を有していることを要しない。ただし、代表者の定めのあるものに限る。）その他知事が適当と認める法人及び市町とする。

（助成内容）

第5条 地域共生ステーションを運営するために県が行う助成の対象は、次に掲げるものとする。

（1）サービスの安定的・継続的な実施のための初年度の運営基礎づくり

サービスの新規開発・実施

地域住民のニーズに基づいて、対象者を限定しない複合的なサービスを開発し、試行を経て実施する事業。

アドバイザーによる設立に係る相談・支援

サービスが効果的かつ継続的に提供されるよう学識経験者、中小企業診断士等の専門職からアドバイスを受ける事業。

（2）活動拠点の整備

空き民家や空き店舗等の既存施設を活用し、介護や子育てなどのサービス、生活支援、地域住民等の交流など、多様な事業を実施するために必要な改修等（施設取得及び整備上やむを得ないと認められる軽微な増築を含む。）及び初度設備の整備。

施工に当たっては、建築基準法、福祉のまちづくり条例（平成10年佐賀県条例第7号）等関係法令を遵守することとする。

（助成対象の具体的要件）

第6条 助成対象となる地域共生ステーションについては、次の要件を具備していることを条件とする。

（1）地域共生ステーションの理念や目的の理解

地域共生ステーションの開設に当たっては県と協働する「佐賀県地域共生ステーション連絡会」の助言を受ける等して、地域共生ステーションの理念、あり方等について十分理解していること。また、開設後においても地域共生ステーションの資質向上のための情報収集、関係機関との連携、研修等の機会が図られていること。

（2）地域住民との連携

市町、地域住民、ボランティア等との交流・協力体制が図られること。

企画・運営等への住民参加の仕組みの整備が図られていること。

（3）地域住民のニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供を行うこと。

制度によらない独自のサービスを行っていること。

高齢者、障害者、児童等の利用に配慮した安全な設備構造であること。

提供するサービスに応じた適切なスペースを確保し、その面積は概ね利用者1人当たり3㎡程度以上とすること。但し、交流サロンについてはこの限りでない。

宿泊スペースは1人当たり7.43㎡以上確保すること。ただし、特段の事情により規定の宿泊スペースを確保できない場合は、その理由を第7条に規定する協議書に記載すること。

従事者（非常勤職員、継続的な協力が得られるボランティアを含む。）の配置は、概ね利用者3人に対し、1人程度であること。但し、交流サロンについてはこの限りでない。

従事者（ボランティアを除く。）として、必要に応じて看護師、介護福祉士、社会福祉士、保育士、介護支援専門員、作業療法士又は理学療法士など利用者のケアに関する資格を有する者が配置されていること。

医療行為を必要とする利用者の状況に関する情報を職員間で共有し、かかりつけ医等関係医療機関等との連携を図ること。

従事者の資質向上に努めること。

利用者及び従事者の万一の事故に備えるため、運営に当たっては保険制度への加入に配慮すること。

サービスの提供にあたっては、サービス内容により人員・設備基準が異なるため、適切な設備、人員、資格等に留意すること。

（4）安定した事業運営が見込まれること。

借家の場合、長期にわたる賃貸借等が可能であり、改修に係る建物所有者の同意を得ること。（同意契約の締結）

次の要件を満たし運営主体、経理、事業の公益性・継続性が認められること。

イ) 運営主体の適切性

法律の規定等に基づき適切な構成の運営主体による事業運営が行われること。

ロ) 経理の適切性

法律の規定等により運営主体に適用される会計基準等に基づき適正に会計処理が行われること、又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

ハ) 事業の公益性

公益性が確保されていること。

ニ) 事業の継続性

上記イ～ハの要件を満たした上で相当の期間、事業の持続可能性が認められること。

（5）関係法令を遵守すること。

地域共生ステーションの開設に伴う施設の改修に当たっては、関係法令を遵守する

こと。

(6) その他

災害時の避難場所の確保等、利用者の安全面には最大限の注意を払うこと。

ぬくもいホーム新規開設（交流サロンを併設しないもの）についてはぬくもいホーム未整備の同一小学校区における申請であること。

県が実施する地域共生ステーションの資質向上等の事業（訪問・書面調査・アンケート等）に積極的に協力できること。

市町は交流サロンの周知や、生活支援コーディネーター等と交流サロンの連携が図られるように努めること。

宅老所及びぬくもいホームについては、入所施設ではなく通所施設であるため、長期的かつ恒常的な宿泊は行わないこと。

の考え方にに基づき利用者の住民票を宅老所に移さないこと。

(実施協議)

第 7 条 事業計画のある市町は、事前に実施協議書を提出するものとし、その様式は、別紙様式のとおりとする。なお、実施協議書の提出期限については、別に定めることとし、提出部数は 1 部とする。

(事業の採択)

第 8 条 提出された実施協議書に基づき内容を審査し、予算の範囲内で県費補助対象事業の採択を行い、採択にあたっては、県費補助の内定を通知する。

2 事業採択にあたっては、非営利法人の申請を優先するとともに、第 7 条に規定する協議書に記載する取組・計画の具体性・実現可能性を総合的に勘案した上で採択する。

(関係機関及び関係諸制度との調整等)

第 9 条 当該事業により地域共生ステーションを自ら整備又は整備する公益的な団体等に対して支援する市町にあつては、関係機関との連携を十分図るとともに、関係諸制度等との調整を図ることとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 23 日から施行することとし、佐賀県宅老所開設支援事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年度から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年度から施行する。

別紙様式

令和 第 年 月 日

佐賀県知事

様

市町長名

令和 年度佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）
推進事業実施協議書

標記について、関係書類を添えて協議します。

令和 年度 佐賀県地域共生ステーション（宅老所・
ぬくもいホーム）推進事業実施協議書

市町名

1 運営主体となる予定の団体等

団体等名：

代表者氏名：

住 所：

電話番号：

整備内容（ いずれかにチェック）

既存宅老所又は既存ぬくもいホームに交流サロンの新規開設

ぬくもいホーム新規開設

ぬくもいホーム（交流サロン併設型）の新規開設

2 整備目的

3 サービスの安定的・継続的な実施のための初年度の運営基礎づくり事業概要

(1) 実施内容

区 分	内 容
広報・啓発費	
地域特性分析費	
サービス試行実施費	
その他サービスの新規開発・実施費	
アドバイザー派遣費	

4 活動拠点の整備のための事業概要

(1) 施設の名称

(2) 整備場所(所在地及び小学校区名)

(3) 施設の状況(いずれかにチェック)

a 民家等既存施設の改修等 新規開設

b 自己所有 借家 購入

民家等既存施設の改修等の場合

ア) 築年数 年 月

イ) 構造 造 階建 延 m²

ウ) 他の補助金等の使用 (有・無)

[補助金等名称:]

エ) 借家の場合、賃貸契約等の見込み (有・無)

長期にわたる賃貸借及び改修についての同意が得られていること

オ) 団体等による民家等既存施設の取得の場合、売買契約(予定)年月日

令和 年 月 日

新規開設の場合

ア) 構造 造 階建 延 m²

(4) 用地の状況

面積等 m² (現況地目:)

所有状況(借地の場合、賃貸借契約等の見込み) (有・無)

用地に関する制限の状況(農地法、都市計画法等による制限の有無、状況等)

(5) 工事箇所、工事内容及び購入備品等

工事箇所及び工事内容

区分	工事箇所	工事内容
施設整備費		
ア) 本体工事費		
イ) 電気設備工事		
ウ) 給排水工事		
エ) 外構工事		
オ) その他工事		

購入備品

品目	数量	規格	単価(円)	金額(円)	購入目的及び必要理由
合計					

見積書等の写しを添付すること。

5 総事業費及び資金計画

(1) 総事業費内訳

区分	内容	金額(円)
運営基礎づくり事業費 サービスの新規開発・実施費		
アドバイザー派遣費		
小計		
施設整備費 施設取得費		
施設整備費 ・各工事費 ・設計管理費		
小計		
備品購入費		
小計		
合計		

ぬくもいホーム(交流サロン併設型)の新規開設の場合は、本体施設(ぬくもいホーム)と交流サロンの内容をそれぞれ記載すること。

(2) 補助事業の資金計画

項目	金額(円)
県補助金	
市町補助金	
運営主体負担金	
自己資金	
寄附金	
その他(民間助成金等)	
合計	

6 施設での実施サービス等

(1) 提供するサービス

区分	サービス内容	開始(予定)時期	利用定員	利用見込者数	週実施日数	利用する制度
高齢者		年 月	人	人	日	
障害児・者		年 月	人	人	日	
児童		年 月	人	人	日	
その他		年 月	人	人	日	

既に提供しているサービスについても記入すること。

(2) 宿泊サービスを提供する場合

宿泊 部屋数	各部屋面積 (部屋ごとに面積を記載すること。)	1人当たり 面積	備考
		m ²	1人あたり面積が 7.43m ² を下回る場合、その理由を 記載すること。

1. 各部屋面積・1人当たり面積は平面図において各部屋に番号を振り、番号で整理すること。各部屋面積は平面図に直接記載することも可とする。その場合、「平面図のとおり」と記載すること。

記載例： 15.2 m²、 8.0 m²

2. 交流サロンの新規開設の場合は記載不要。

(3) 職員体制

氏名	職種	年齢	資格等(主な職歴)	備考

1. 年齢は当該年の4月1日現在で記入すること。
2. 備考欄には、常勤・非常勤、専従・兼務の別を記入すること。
3. めくもいホーム(交流サロン併設型)の場合、本体施設(めくもいホーム)と交流サロンの職員体制をそれぞれ記載すること。

(4) 運営主体の収支計画(2カ年)

(単位:千円)

	区分		初年度	2年度	備考
	経常活動による収支	収入	介護保険収入		
支援費収入					
制度外サービス利用料					
その他					
		小計			
支出	人件費				
	事務費				
	事業費				
	小計				
	収支差額				

1. 区分の項目は必要に応じて設定すること。
2. 区分ごとの積算内訳を別途作成すること。
3. めくもいホーム(交流サロン併設型)の場合、本体施設(めくもいホーム)と交流サロンの収支計画をそれぞれ記載すること。

(5) 新規開設に向けた取組等

実施時期・時間	活動計画・活動内容
	<p>(1) 新規開設後の展望 (2) 新規開設に向けた取組・計画 (3) 開設後の年間計画</p> <p>1. ぬくもいホーム（交流サロン併設型）については 本体（ぬくもいホーム）と交流サロンの内容をそれぞれ記載すること。</p>

7 企画・運営等への住民参加の仕組みの概要

区 分	内 容
(1) 企画・運営への住民参加の仕組み	(企画・運営委員会等) ・参加の内容 検討する事項等 ・人数及び所属等（活動分野）
	(役員会等) ・参加の内容 検討する事項等 ・人数及び所属等（活動分野）
(2) 活動への住民参加の仕組み	・参加の方法 ボランティア、賛助会員等 ・参加の内容 サービスの提供、福祉ニーズの調査協力、広報・啓発等
(3) その他の住民参加の仕組み	土地の無償貸与等

添付資料

- 1 法人登記簿
- 2 不動産登記簿（土地・建物）
 - * 既存建物の買収の場合は、売買契約書の写し
 - * 借地、借家の場合は、賃貸借契約書の写し
- 3 工事見積書、購入備品見積書
- 4 位置図（2万5千分の1程度の縮尺のもの）
- 5 周辺図（住宅地図等周辺状況のわかるもの）
- 6 建物配置図（整備予定箇所がわかるもの）
 - * 改修内容がわかるようにマーカー等で色分けすること
- 7 建物平面図（改修前及び改修後）
 - * 改修内容がわかるようにマーカー等で色分けし、各室の名称等を記載すること。
- 8 写真（整備予定箇所がわかるもの。新築の場合は建設予定地）
- 9 運営主体の収支計画（積算内訳がわかるもの）